

第7回
江戸川区ひきこもり支援協議会
議事録

江戸川区福祉部

第7回江戸川区ひきこもり支援協議会

日時：令和6年5月13日（月）午後2時30分から午後4時00分

場所：江戸川区グリーンパレス 集会室404

出席者：委員 学識経験者、ひきこもり支援専門家、相談支援関係者、学校関係者
町会自治会関係者、就労支援関係者、居場所事業関係者、
江戸川区福祉部長、ひきこもり経験者、ひきこもり当事者家族
事務局 みんなの就労センター局長、ひきこもり施策係職員

- 議事：1 令和5年度 ひきこもり支援施策実績報告
2 令和5年度 生活に関する調査（経過報告）
3 ひきこもり支援に関するシンポジウム報告
4 令和6年度 ひきこもり支援施策について
5 閉会

議事

1 令和5年度 ひきこもり支援施策実績報告

- ・令和5年度に区が実施したひきこもり支援施策について報告。
- ・〈相談支援〉新規開始件数、支援終了件数、相談内容の傾向等を報告。相談支援における課題を共有。
- ・〈その他支援事業〉各種イベント参加者からの意見を共有。
- ・〈駄菓子屋居場所 よりみち屋〉店舗利用者数、就労支援利用者数を報告。居場所事業を進めるうえでの課題を共有。

【委員から出た意見】

〈相談支援〉

- ・相談内容の傾向について、相談につながっている方の報告をいただいたが、まだ相談につながる事ができていない人の望んでいることと一致しているのか。
- ・ひきこもり支援にかかるすべての支援を区の相談窓口で受けるのは限界があるように思う。そこで地域の資源を活用するのはどうだろうか。
- ・KHJ 全国ひきこもり家族会連合会では兄弟姉妹支部を作っていて、そこでは、親に万が一のことがあった時の不安について話される方が多い。そのような悩みを抱える人に「ぜひご相談ください」といった呼びかけをすることで、相談いただけるのではないか。
- ・「就職をしたい」「仕事をしてほしい」といった内容の相談は、比較的年齢の若い世代の相談で、中高年の方の支援の希望はまだ見えていないように思う。
- ・支援の線引きについて本当に難しいものだと感じる。居場所事業を実施する立場として、区の関係部署と話しをすることが多いが、まだまだ事業を認知いただけていないと実感している。
- ・支援機関の連携に関しては、電話だけでは責任の所在があいまいになってしまうこともあるため、顔を合わせてやり取りをする必要がある。
- ・相談員が対応できる相談者の数は限界がある。相談者が増えることで、必然的に相談者

一人に充てられる時間が限られてくる。そうすると、頻度を高く相談したい方のニーズに応えることができなくなるため、相談支援における線引きは必要。

- ・相談の頻度にもかかわると思うが、相談を進めるうえで支援ガイドのようなものがあれば、相談を受ける人にとっても目標をもって相談をすることができるようになると思う。
- ・相談頻度を決めていくにあたっては、相談者と相談員の間で話し合いながら決めていくことが重要。
- ・ひきこもりの状態にある人にとっては、誰に相談をするかというのも重要なことであり、相談員の交代が与える影響を考慮しなければならない。
- ・相談支援の中で就労を目指す際に、みんなの就労センターとの情報の共有を強化し、相談者にとって、どのような仕事が向いているのかなど入念に検討する必要がある。
- ・相談者の情報の共有にあたっては、互いにどのような情報が必要になるか打ち合わせをしながら進めたい。

〈駄菓子屋居場所 よりみち屋〉

- ・昨年度の就労体験の利用者は7人となっているが、27人の方から就労体験の希望があった。しかし、条件の折り合いをつけられず、就労体験の開始に至らない方もいた。
- ・体験期間を6か月と設定していることについて、期間が適切かどうか考えてる必要があると感じている。期間を1年間にしたとしても期待できる効果が得られる確証はない。
- ・就労体験後の就労先として、10～20時間の間就労の求人が必要だと感じている。
- ・居場所は1か月約600人の利用があり、騒がしくなることもある。そのため、聴覚過敏の方などには、少し居心地の悪い場になっている可能性がある。
- ・令和5年度は多くのメディアが視察に訪れたが、ひきこもりの居場所や就労の場が「駄菓子屋」と固定のイメージにならないように、バリエーションが欲しいと感じる。
- ・障害支援サービスの利用には、手帳や診断書などが必要となっているが、例えば自治体を実施している相談支援からつなげる場合には、みなしの障害支援が受けられるといった制度になるといいと思う。

〈その他〉

- ・ひきこもりの状態にある人の家族として、自分自身に何か悪い点があったんじゃないかと悩んでいたが、家族会等に参加して、ほかの家族の話聞くことで励みになるのでありがたいことだと思う。
- ・江戸川区では、国の策定するガイドラインに先駆けて「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」を策定したことで、いろいろな施策を展開することができているように思う。
- ・学校では、不登校の状態への対応も今変化しつつある状況なので、対応の仕方に疑問がある際にはお知らせいただきたい。

2 令和5年度 生活に関する調査（経過報告）

- ・令和6年1月31日から実施している、「生活に関する調査」についての経過を報告。
- ・回答者への今後の支援について、留意点等を検討。

【委員から出た意見】

- ・調査の回答において、「ひきこもりの状態の人はいない」「支援を必要としていない」という内容の回答をそのまま受け止めてもいいのだろうか。
- ・家族としては、自分の家族がひきこもりの状態にあるということを周囲に知られたくないと考えている人もいるため、調査を回答できないでいる場合もあるのではないか。
- ・調査後に区から連絡が来るということを考えると、回答者本人が電話に出られれば問題はないと思うが、ひきこもりの状態にある本人が電話に出た場合に家族内でトラブルになる可能性もあるため、注意が必要。
- ・周囲に話せずにいる家族に対して、区がサポートできますということを伝えていきたい。
- ・連絡手段として、電話だけでなく、メールやLINEなどの選択肢があるといいように感じる。
- ・「ひきこもり」という言葉のイメージが悪く、回答をする対象者が自分がひきこもりだと答えるというのは抵抗があるように感じる。

3 ひきこもり支援に関するシンポジウム報告

- ・4月26日に開催されたひきこもり支援推進議員連盟主催のひきこもり支援に関するシンポジウムについて報告。

【内容】

- ・ひきこもりの状態にある人の支援については法的根拠がなく、障害の認定や診断がなければ行政サービスを利用できないといった制度の狭間に取りこぼされていく状況がある。また、法的な後ろ盾がないことで個人情報漏れることへの警戒もあり、相談につながる事ができていないという人が多い。
- ・診断や障害認定がなくとも、生きるためのサポートを受けることができるための法制化をKHJ全国ひきこもり家族会連合会を通じて国に対し要望を続けてきた。
- ・現在、議員連盟で法制化に向けて動いており、今回のシンポジウムはその報告会といった形で行われた。
- ・2010年に策定されたひきこもり支援のガイドラインは、医療モデルとしてとらえており、支援の初めにひきこもりの診断をまず受けましょうというのが前提になっている。しかし、ひきこもりの問題は8050問題をはじめ、ニーズが多様化している中で、医療モデルではなく、社会モデルとしての指針を作る必要があるという方針転換の会議でもあったように感じている。
- ・定義という言葉ではなく支援の対象として、何らかの生きづらさを抱えて、他者との交流が限定的だとか、生活上の困難を感じて支援を必要とする状態の人やその家族となっている。そして、ひきこもりの状態の期間が今までは6か月以上となっていたが、期間を問わない形で検討していると伺っている。

- ・ひきこもり支援の現場においては、本人や家族だけでなく支援者も孤立した状態になることもあり、このガイドラインは支援者もケアの対象となっていることが大きな特徴である。
- ・連携については、おそらく医療や訪問診療の分野が中心の内容になると思われる。ひきこもりの状態にある人は、窓口を設けてもそこに来ることができないので、ちょっとした診療などができるような形で強めていく方針になるのではないかなと思う。
- ・今年度中には、ひきこもり基本法の立法の動きと合わせて新しい支援の指針が示されるのではないかなと思われる。
- ・各自治体のひきこもり担当部署が当初教育委員会だったり青少年の部局だったりしたが、中高年の方のひきこもりが実は非常に多いという調査結果などがあり、東京都でも福祉部局に担当が移っているという動きがある。医療モデルから社会福祉モデルへの方針転換の流れが進んでいるということだと思う。

【委員から出た意見】

- ・新ひきこもり支援ハンドブックの中では不登校という言葉は出てこないが、「生きづらさがあり、学校に行けない状態」というところで、支援の対象に入ってくるのではないかなと思う。
- ・ひきこもりの状態の人の話を聞くと、学校での体験を語られる方が多い。その時に周囲の大人がどのように対応をしたかが重要になるため、教育委員会との連携はすごく大事になってくる。
- ・歴史的にひきこもりと不登校はセットで言われていたが、次第に「ひきこもり」という言葉を使う対象が高年齢化してきた中で、ひきこもりという概念を分けて考えないといけないという流れになっていると思う。
- ・今学校でも子どもたちに、「共生社会」について話をするが、障害を社会がカバーできるのであればそれは障害にはならないということを伝えている。
- ・問題解決型だと原因を特定しなければならないが、ひきこもりの状態の原因は複雑に絡み合っていることが多く、寄り添い型という表現になるんだろうなと感じた。
- ・学校では、今まではカウンセリング中心の対応だったが、医療、福祉などを絡めながら対応する形に変化してきている。不登校には子どもだけでなく家庭に要因がある場合もあるため、子どもだけを支援しても上手くいかないことが多く、家族全体への支援ということが言われ始めている。
- ・不登校が良い悪いということではなく、その状態の児童、生徒に対する学びの場の保証に向けて動き出している。江戸川区においてもチャレンジクラス、校内別室登校、学校サポート教室、ユースサポートなど、学ぶ場が多様化している。
- ・江戸川区は、不登校対応巡回教員を配置し、江戸川区でも今年度から二つのエリアでその取り組みをスタートさせている。
- ・中学を不登校で卒業して、所属先（居場所）がなくなってしまうことがないような支援が大事だと思う。

4 令和6年度 ひきこもり支援施策について

- ・ひきこもり相談窓口の移転について報告。
- ・令和6年度実施予定の事業について報告。

【委員からの報告及び意見】

- ・今まで相談窓口が区の中央にあったが、平井に移転したことで相談する人の数が減少していないか。
- ・相談数には大きな減少は見られない。相談場所としては、ひきこもり相談窓口のみではなく、区内にある公民館や福祉事務所を活用した面談を継続しているため、移転による影響は大きくないと考えている。
- ・移転による影響としては、今までは区役所に来られたついでに相談窓口を利用する方がいたが、そのような形での相談は減少するとみられる。

5 閉会